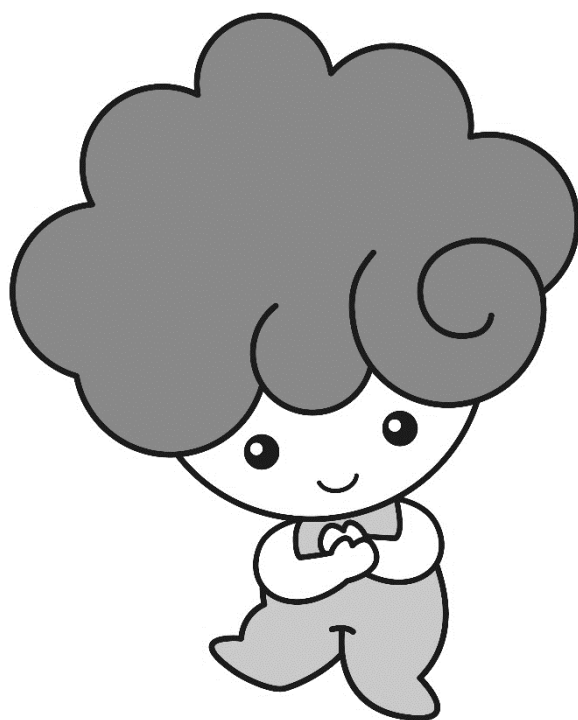


第7期河内長野市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画

【概要版】



平成30年(2018年)3月

河内長野市

計画策定の概要

◎計画策定の目的

「第7期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8に定める「老人福祉計画」と、介護保険法第117条第1項に定める「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

本計画は、本市の高齢者関連施策の基本的な方向性を示すとともに、介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的としています。

計画の策定にあたっては、実態調査やパブリックコメントの実施、被保険者や学識関係者、医療・介護・福祉関係者等で組織される委員会の設置などにより市民や関係者の意見を取り入れながら進めていきます。

◎計画の位置づけと期間

本計画は、厚生労働省が示す「基本的な指針」及び「大阪府高齢者計画2018」、「大阪府医療計画」との整合を図るとともに、「河内長野市第5次総合計画」、「第3次地域福祉計画」、「河内長野市第3次障がい者長期計画」及び「河内長野市第5期障がい福祉計画」等の関連計画との連携・調和を図りながら策定しています。

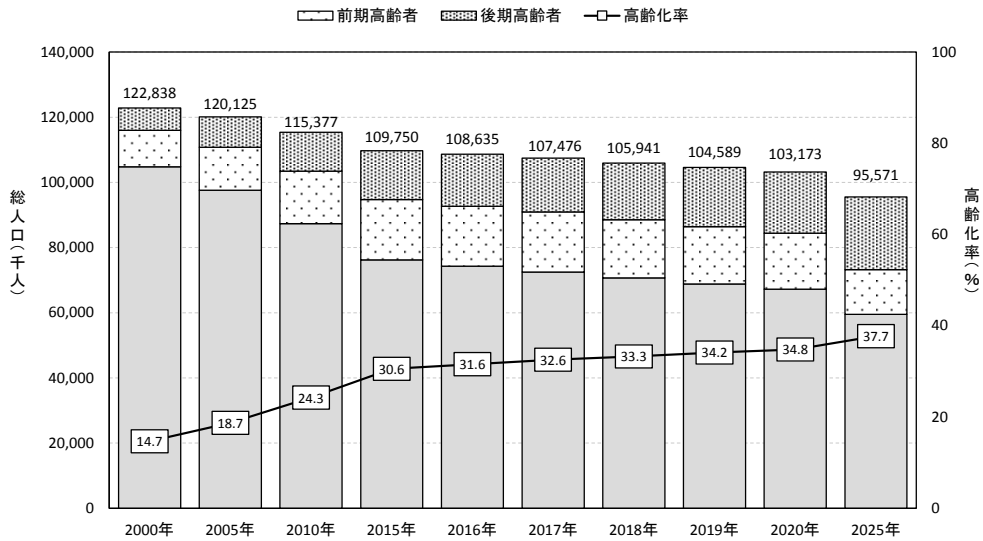
また、本計画は、介護保険法の規定により3年を一期としていることから、平成30年度から平成32年度を「第7期」と定め、当該3年間に計画期間とします。

第6期			第7期			第8期		
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
前計画の対象期間								
			本計画の対象期間					
						次期計画の対象期間		

高齢者を取り巻く状況

◎市の人口と高齢化率

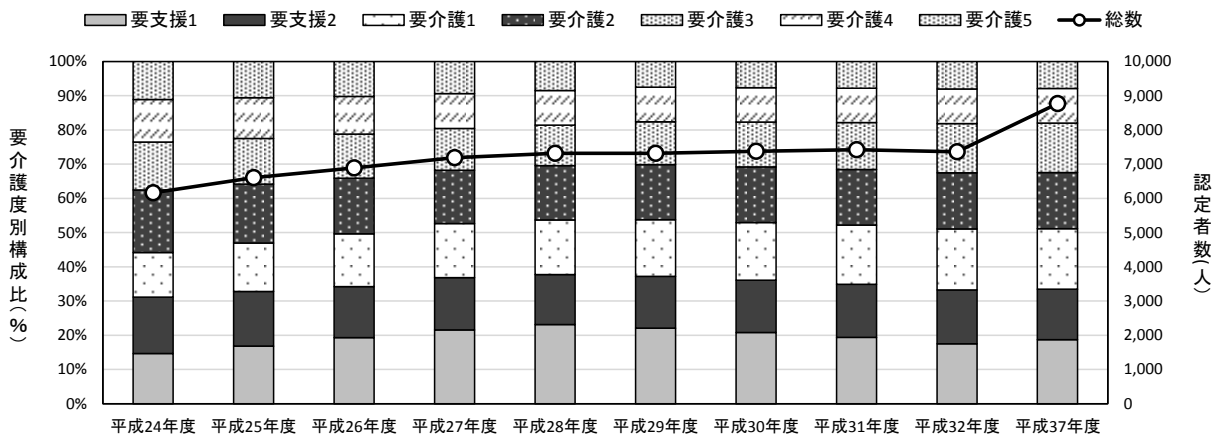
本市の人口は緩やかな減少傾向にあり、「団塊の世代」が全て後期高齢者（75歳以上）となる2025年（平成37年）には10万人を割り込むと予測されます。一方、高齢者人口は増加傾向にあり、2025年（平成37年）における高齢化率は37.7%になると予測されます。



出典：河内長野市第5次総合計画（平成29年9月末時点）

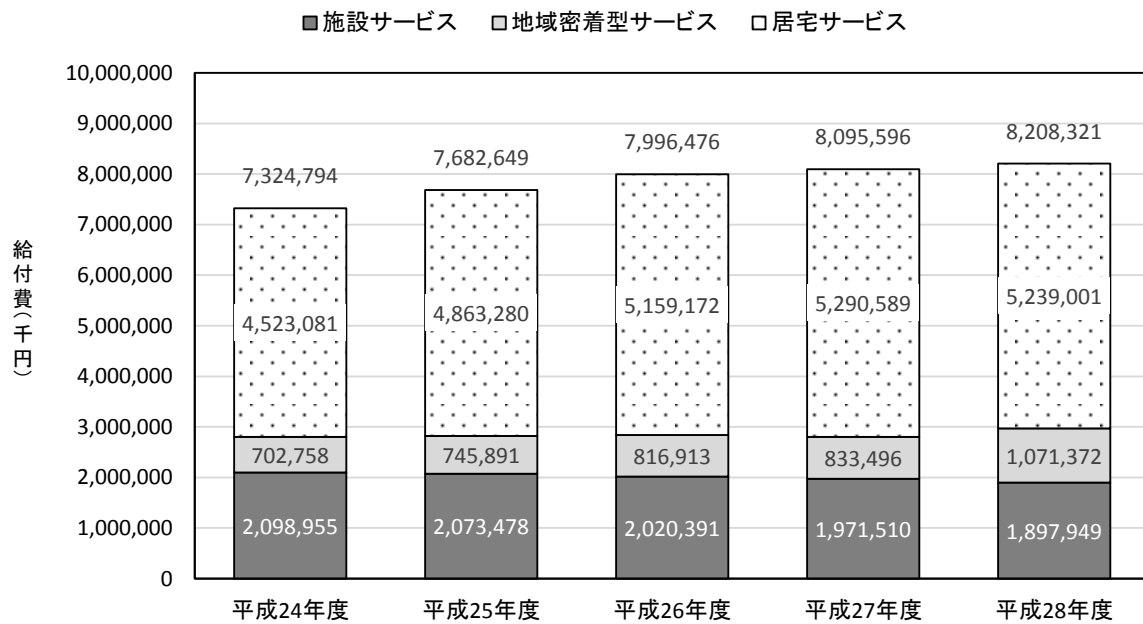
◎介護や支援の必要な人の今後の見通し

要介護・要支援認定を受けている人は、平成29年度9月末現在7,318人となっています。なお、第7期計画期間中（平成30～32年度）は総合事業の効果による要支援認定者数の減少が見込まれることから、横ばい状態が続くと考えられます。また、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度には8,770人に達すると見込んでいます。



◎介護保険事業における給付費の状況

要介護・要支援認定者数の増加に伴い、介護保険サービス給付費は経年的な増加傾向にあり、平成 28 年度の居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスを合わせた総給付費は約 82 億 800 万円で、平成 24 年度と比べて 1.12 倍となっています。



計画の基本的な考え方

◎計画の基本理念

●長寿社会を支える仕組みをつくる

高齢者が人として尊厳を保ち、虐待などを受けることなく、また介護が必要な状態になっても、自らの意思に基づき、保険・医療・福祉のサービスを受けながら、できる限り住み慣れた地域で生活を送り続けることができるよう、市民との協働により、長寿社会を支える仕組みづくりに努めます。

●健やかで安心できる暮らしを支援する

高齢者ができる限り長く健康を保持しながら、地域の人々とともに健やかで安心できる暮らしの支援に努めます。

●生きがいとふれあいに満ちた暮らしづくりを支援する

価値観やライフスタイルがより多様化するなか、高齢者自らがその人に合った「生きがい」を発見し、地域の人とふれあいながら、自分らしいいきいきとした暮らしができるよう、支援に努めます。

◎施策展開の基本方向

第7期計画では、第6期計画で構築を進めてきた地域包括ケアシステムの更なる深化に向けて、以下の6つの基本方向を定めて施策の推進に取り組んでいきます。

- ① 地域包括ケアシステム構築の基盤づくり
- ② 介護予防と健康づくりの推進
- ③ 認知症施策の推進
- ④ 高齢者の尊厳と権利を守る仕組みづくり
- ⑤ 安全・安心・快適に暮らせる住まいとまちづくり
- ⑥ 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進

◎日常生活圏域

本市においては、これまで概ね中学校区を基本単位とした6圏域を日常生活圏域として、地域づくりを進めてきましたが、日常生活を総合的に支援する地域包括支援センターの「サービス圏域」を別に定め、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で豊かに生活していけるよう、サービス基盤の整備、生活支援・介護予防の充実などを計画し、地域包括ケアシステムの更なる深化を進めていきます。

施策の展開

1. 地域包括ケアシステム構築の基盤づくり

<p>(1) 地域包括支援センター事業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域包括支援センターが、新たな課題や多様化する地域ニーズに的確に対応できるよう、適切な人員・人材の確保に努めるとともに、各センター間の総合調整や後方支援を行います。 ▶ 法律研修会をはじめ、高齢者の生活支援に必要な知識・技術の研修会を実施し、センター職員のスキルアップを図ります。 ▶ 各センター業務の状況や量を的確に把握し、「地域包括支援センター運営協議会」等において、適正な評価・点検を実施します。
<p>(2) 地域ケア会議の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多職種参加のもと「地域ケア会議（全体会議）」及び「個別地域ケア会議」を随時開催し、個別課題の検討や情報共有を通じて関係機関のネットワークづくりや地域の課題発見に取り組みます。
<p>(3) 在宅医療・介護連携の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 河内長野医師会と連携し、同会地域連携室を医療・介護連携の拠点として、「ブルーカードシステム」の運営や「れんけいカフェ」の実施、多職種連携研修会の開催など、医療・介護・福祉分野の連携強化に向けた様々な取り組みを行います。
<p>(4) 地域における支え合い体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域包括支援センターや地域コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、市や地域住民と緊密に連携しながら、きめ細かい相談支援業務を実施します。 ▶ 民生委員児童委員協議会や地区福祉委員会、地区の老人クラブ等の地域支援団体と地域包括支援センター等の公的機関が円滑に連携を図れるよう、連携体制の強化に努めます。 ▶ 「生活支援コーディネーター」は、支援活動関係者間のネットワーク化を進めるとともに、「協議体活動」を推進することにより、日常生活支援を必要とする高齢者のニーズや状態に応じた適切なインフォーマル・サービス資源の創出を図ります。
<p>(5) 日常生活を支えるサービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者が、住み慣れた地域で日々安心した自立生活を続けていくために、日常の生活支援を中心としたきめ細やかなサービスの充実に努めます。
<p>(6) 介護サービスの質の向上と介護保険事業の適切な運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、認定業務の公平・公正性を確保するとともに、サービス利用にかかるきめ細やかな相談を行うなど、介護保険を円滑に利用するための支援に取り組みます。 ▶ 介護サービスの実態把握・分析、情報共有、助言などを通じて、介護サービスの質の向上に取り組みます。 ▶ 「第4期大阪府介護給付適正化計画」及び「第4期河内長野市介護給付適正化実施計画」に基づき、適切なサービスの確保と費用の効率化に努めます。

2. 介護予防と健康づくりの推進

<p>(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「総合事業」については、訪問型・通所型サービスとともに、「現行相当サービス事業」、基準緩和型の「サービスA事業」、短期集中型の「サービスC事業」の展開を進めます。また、訪問型サービスについては、住民主体型の「サービスB事業」を実施します。 ▶ 「元気アップ教室」や「コグニで脳力アップ教室」を各地域で開催し、身近な場所での介護予防活動の展開を推進するとともに、地域住民等が主体となって活動する高齢者の集いの場事業の円滑な運営を図るため、必要な支援を行います。 ▶ 自立支援を目指したケアマネジメントを推進するために、リハビリ専門職が参加する「自立支援会議」を定期開催し、自立支援型ケアプラン作成を支援します。 ▶ 地域住民が主体となった介護予防運動の集いの場の立ち上げ・継続支援として、「元気アッププラス教室」の実施や「元気アップフレンズ」の養成などを進めます。
<p>(2) 健康づくりの啓発と支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 健康づくりに関する正しい知識の普及を進め、市民自らが健康手帳や介護予防手帳を活用して、自己の健康管理が行えるよう支援します。 ▶ 疾病の早期発見・治療はもとより食生活・運動習慣・喫煙などの生活習慣を改善して健康を保持し、生活習慣病の発症を予防する「一次予防」に重点をおいた取り組みを進めます。 ▶ がん対策基本法に基づき、がん予防につながる生活習慣の改善に向けた支援をします。また、検診を受けやすい環境づくりの推進や個別案内等を行うことにより受診率の向上に努め、がんの早期発見・早期治療を推進していきます。 ▶ 市民グループなど様々な団体との連携により、住み慣れた地域に根ざした健康づくりを市民自らが継続的に取り組めるよう活動を支援します。 ▶ 栄養・食生活の改善、禁煙などによる中高年期における健康づくり、生活習慣病予防を推進します。

3. 認知症施策の推進

<p>(1) 認知症の人やその家族等への支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 認知症の人やその家族等を支援する講演会や啓発イベント、また、「認知症サポーター養成講座」等を開催するとともに、「認知症パートナー」など、認知症の人を援助する人材の育成を進め、認知症についての正しい理解の普及と地域の支援体制の強化を図ります。 ▶ 初期段階の認知症の人やその家族等に包括的・集中的な援助を行う「認知症初期集中支援事業」を推進します。 ▶ 「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症疾患医療センターをはじめとする、地域の医療機関や介護サービス及び支援関係者等の連携強化を推進することにより、認知症支援体制の充実を図ります。 ▶ 認知症家族や介護者が孤立せず、仲間づくりや学びあいを通して社会参加やレスパイトができるよう、「おれんじカフェ」の運営支援や認知症家族の会の支援に努めます。 ▶ 徘徊高齢者の早期発見による安全確保を目的とする「徘徊高齢者SOSネットワーク」事業の充実を図るとともに、地域における徘徊模擬訓練の実施等を通じて、地域住民による見守り体制の構築を図ります。
---------------------------------	---

4. 高齢者の尊厳と権利を守る仕組みづくり

<p>(1) 高齢者虐待防止等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者虐待の事案に対応する行政及び地域包括支援センター職員の対応力の維持・向上を図り、相談体制の強化を進めます。また、地域の見守り体制を強化するとともに、地域包括支援センターを中心とする、虐待防止ネットワークの構築を進め、虐待の予防・早期発見に向けた連携強化を進めます。 ▶ 「緊急シェルター事業」や老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」等を活用し、被虐待高齢者の安全確保に努めます。 ▶ 養介護施設従事者等に対する高齢者虐待や身体拘束に関する研修等の実施とともに、大阪府や大阪府国民健康保険団体連合会等と連携した指導及び支援を実施することで、施設等における身体拘束等の虐待防止を図ります。
<p>(2) 成年後見制度の普及</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 成年後見制度など高齢者の権利擁護のための諸制度について、広く周知し、情報提供を進めるとともに、制度の活用に向けた適切な相談・援助に努めます。 ▶ 市民後見人の養成を行い、市民による後見活動の普及を推進します。

5. 安全・安心・快適に暮らせる住まいとまちづくり

<p>(1) 居宅ニーズに対応した住まいづくりの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住宅改修が必要な高齢者に対して、作業療法士等の専門家による高齢者住宅改修指導などを実施し、より効果的な自宅のバリアフリー化が行えるよう支援します。 ▶ 「大阪府あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を広く市民に周知し、高齢者向けの良質な住宅に関する情報提供に努めます。
<p>(2) 災害時における高齢者支援体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難行動要支援者支援制度の周知を図り、災害時における支援体制の確立を推進します。
<p>(3) いつまでも住みやすいまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者をはじめとする全ての人にやさしい公共交通の維持・発展に向けて「河内長野市地域公共交通網形成計画（改訂版）」に基づき河内長野市地域公共交通会議の開催などの取り組みを実施します。 ▶ 高齢者の移動における利便性・安全性を確保するため、移動円滑化基本構想に基づく道路整備を進めます。また、安全性・利便性・快適性に配慮した公園整備に取り組みます。 ▶ 高齢者世帯の住み替えを支援するため、「マイホーム借上げ制度」や「空き家バンク制度」の周知を進め、「河内長野市住宅マスタープラン」に基づき、高齢者の居宅ニーズに関する情報の共有を図ります。

6. 高齢者の生きがいつくりや社会参加の促進

<p>(1) 高齢者の生きがいつくりや社会参加の促進</p>	<ul style="list-style-type: none">➤ 老人クラブ活動の活性化をめざし、友愛訪問や社会奉仕活動、スポーツ活動などに対して支援を行います。➤ 市内全域で学びの場が確保されるよう、多くの学びの場を支援するとともに、河内長野市民大学「くろまる塾」やまちづくり出前講座など、多様な学習機会を提供します。➤ 「地域就労支援センター」を中心に、ハローワーク河内長野（河内長野公共職業安定所）・OSAKAしごとフィールド等の関係機関と連携し、高齢者の就労支援を行います。➤ 「河内長野市産業振興ビジョン」に基づき、高齢者のキャリアや意欲に応じて就労できる環境を整え、事業者の雇用ニーズと高齢者の就労ニーズのマッチングを図ります。➤ 高齢者の生活の安定と生きがいつくりや社会参加の促進を目的として活動するシルバー人材センターを支援します。➤ 「市民公益活動支援センター（るーぷらざ）」や社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動入門講座やボランティア活動体験プログラム等の学習機会の提供や、ボランティア・市民活動フェスティバル等での啓発促進、ボランティア団体や市民公益活動を行っている団体の紹介など、ボランティア活動等への関心を高め、参加を促進するための環境やきっかけづくりに取り組みます。
--------------------------------	--

介護保険事業等の今後の見込み

◎介護保険事業の利用者数の見込み

第7期における介護保険事業の被保険者数、要介護・要支援認定者数及びサービス利用者数について、今後の見込みを整理した結果は次のとおりです。

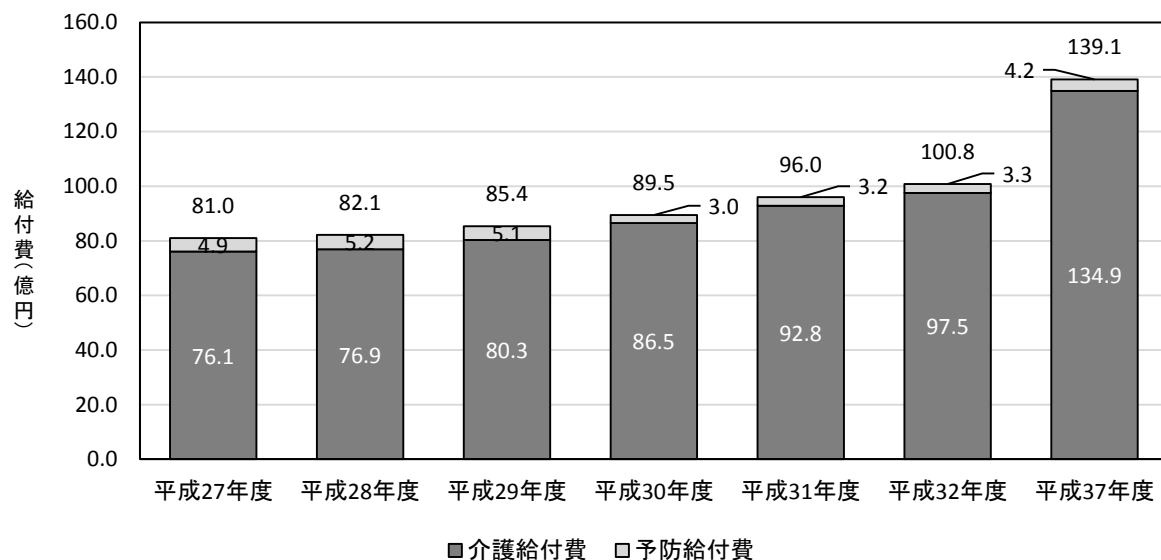
今後とも介護や支援を必要とする高齢者が、必要なサービスを安心して受けられるよう、サービス提供体制の確保と質的な充実を図ります。

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
被保険者数	第1号被保険者	35,251人	35,721人	35,915人
	前期高齢者	18,025人	17,716人	17,534人
	後期高齢者	17,226人	18,005人	18,381人
	第2号被保険者	35,100人	34,356人	33,719人
要介護・要支援認定者数	総数	7,380人	7,419人	7,360人
	要支援1・2	2,494人	2,427人	2,305人
	要介護1～5	4,886人	4,992人	5,055人
介護保険事業利用者数	居宅・地域密着型サービス (居宅介護支援利用者)	3,137人	3,242人	3,368人
	介護予防・地域密着型サービス (介護予防支援利用者)	1,186人	1,132人	1,047人
	居住系サービス (グループホームなど)	313人	313人	313人
	介護保険施設 (特別養護老人ホームなど)	725人	797人	797人
	合計	5,361人	5,484人	5,525人

※被保険者数・認定者数は各年9月末現在、利用者数は月あたりの利用者数を示します。

◎介護保険サービス総給付費の見込み

総給付費は経年的な増加傾向にあり、計画期間最終年度の平成 32 年度には約 100 億 8 千万円に、平成 37 年度には約 139 億 1 千万円に達すると見込まれます。



◎第 1 号被保険者の保険料で負担すべき額(賦課総額)

介護保険総事業費から調整交付金、介護給付費準備基金取り崩し等を踏まえて、第 7 期計画期間における賦課総額を見込みます。

(単位：円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
A 標準給付費見込額	9,481,266	10,278,929	10,906,465	30,666,660
B 地域支援事業費見込額(介護予防・日常生活支援総合事業)	322,542	357,170	367,166	1,046,878
C 地域支援事業費見込額(包括的支援事業・任意事業)	168,289	185,156	198,119	551,564
D 介護保険総事業費(A+B+C)	9,972,097	10,821,255	11,471,750	32,265,102
E 第 1 号被保険者負担分相当額(D×23%)	2,293,582	2,488,889	2,638,502	7,420,973
F 調整交付金相当額((A+B)×5%)	490,190	531,805	563,682	1,585,677
G 調整交付金見込額 ※交付割合(H30)3.37%(H31)3.57%(H32)3.62%	330,388	379,709	408,105	1,118,202
H 介護給付費準備基金取崩額	-	-	-	518,000
I 財政安定化基金取崩による交付額	-	-	-	0
J 市町村特別給付費等	-	-	-	3,600
K 保険料収納必要額(E+F-G-H+J)	-	-	-	7,374,048
L 予定保険料収納率	-	-	-	99.1%
M 賦課総額(K/L)	-	-	-	7,441,018

※端数処理の関係上、各項目の計は一致しない場合があります。

◎第 1 号被保険者の介護保険料基準額

第 7 期計画期間における保険料段階は、安定的な財政運営を実施していくために、負担能力に応じた負担割合とする考えに基づき、第 6 期における第 8 段階を細分化するとともに、高所得者層である第 11 段階をさらに 2 階層に区分し、全 13 段階とします。

第 7 期計画期間における第 1 号被保険者の保険料基準額は月額 5,800 円です。

段階区分	対象者	基準額に対する 負担割合	保険料額（円）	
			年額	月額
第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人 	基準額 × 0.45	31,320	2,610
第 2 段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円を超え 120 万円以下の人 	基準額 × 0.70	48,720	4,060
第 3 段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 120 万円を超える人 	基準額 × 0.75	52,200	4,350
第 4 段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税非課税（世帯は課税）で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人 	基準額 × 0.85	59,160	4,930
第 5 段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税非課税（世帯は課税）で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円を超える人 	基準額	69,600	5,800
第 6 段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の人 	基準額 × 1.10	76,560	6,380
第 7 段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人 	基準額 × 1.25	87,000	7,250
第 8 段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人 	基準額 × 1.50	104,400	8,700
第 9 段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人 	基準額 × 1.60	111,360	9,280
第 10 段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人 	基準額 × 1.70	118,320	9,860
第 11 段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人 	基準額 × 1.80	125,280	10,440
第 12 段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の人 	基準額 × 1.90	132,240	11,020
第 13 段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の人 	基準額 × 2.00	139,200	11,600

介護保険料算定に係る第6期計画との比較

(単位：円)

		第6期 (平成27～29年度)	第7期 (平成30～32年度)	第7期と第6期 の差額 (第7期-第6期)
A	標準給付費見込額	29,038,811,164	30,666,660,080	1,627,848,916
B	地域支援事業費見込額	748,277,000	1,598,442,000	850,165,000
C	介護保険総事業費 (A+B)	29,787,088,164	32,265,102,080	2,478,013,916
D	第1号被保険者負担分割率	22.0%	23.0%	1.0%
E	第1号被保険者負担分相当額 (C×D)	6,553,159,396	7,420,973,478	867,814,082
F	調整交付金乖離額	619,243,108	467,474,904	△151,768,204
G	財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0
H	財政安定化基金取崩による交付額	0	0	0
I	市町村特別給付費等	3,000,000	3,600,000	600,000
J	介護給付費準備基金取崩額	200,000,000	518,000,000	318,000,000
K	保険料収納必要額 (E+F+G-H+I-J)	6,975,402,504	7,374,048,382	398,645,878
L	予定保険料収納率	99.0%	99.1%	0.1%
M	賦課総額 (K/L)	7,045,861,115	7,441,017,540	395,156,425
N	所得段階別加入割合補正後被保険者数	102,649人	106,911人	4,262人
O	保険料基準額 (年額) (M/N)	68,640	69,600	960
P	保険料基準額 (月額) (O/12)	5,720	5,800	80

計画の推進体制

計画の進行にあたっては、保健・医療・福祉関係者、被保険者等で構成される「河内長野市高齢者保健福祉計画等推進委員会」において年度ごとの施策の進捗状況を把握するとともに、施策の点検・評価と必要に応じた見直し等を行うことにより、適正な進行管理を行います。

計画を着実に進めていくために、市内の関係課をはじめ、国・大阪府・関係機関と連携しながら、総合的な取り組みに努めます。また、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

介護保険制度を安定的に運用していく上で、利用者である高齢者や市民に、介護保険の制度等について理解いただくことが重要であるため、市広報紙やホームページなどで、制度説明や介護保険のサービス給付の状況を積極的に情報提供していきます。

第7期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 概要版

平成30年3月

河内長野市 保健福祉部 いきいき高齢・福祉課・介護保険課

〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

TEL 0721-53-1111

FAX 0721-55-1435

